

所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年（チ）第7号

岡山市北区大供1丁目1番1号
申立人 岡山市長 大森 雅夫
（亡竹内恒子の最後の住所）岡山市中区湊695番地23
（不動産登記記録上の住所）岡山市湊695番地の23
所有者 亡竹内恒子相続財産
届出期間満了日 令和8年11月6日
令和8年9月11日

岡山地方裁判所第3民事部

(別紙) 物件目録

- 1 所在 岡山市中区湊字出崎
地番 695番23
地目 宅地
地積 156.64平方メートル
- 2 所在 岡山市中区湊字出崎
地番 707番3
地目 宅地
地積 34.19平方メートル
- 3 所在 岡山市中区湊字出崎695番地23、707番地3
家屋番号 695番23
種類 居宅
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
床面積 1階 100.53平方メートル
2階 81.79平方メートル

令和8年（チ）第6号

岡山市北区大供1丁目1番1号
申立人 岡山市長 大森 雅夫
（亡岡紀久子の最後の住所）岡山市東区西大寺中三丁目2番3号
（不動産登記記録上の住所）岡山市西大寺中三丁目2番3号
所有者 亡岡紀久子相続財産
届出期間満了日 令和8年11月6日
令和8年9月11日

岡山地方裁判所第3民事部

(別紙) 物件目録

- 1 所在 岡山市東区西大寺中三丁目
地番 1284番5
地目 宅地
地積 14.97平方メートル
- 2 所在 岡山市東区西大寺中三丁目1284番地5
家屋番号 1284番5
種類 居宅・店舗
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 13.35平方メートル
2階 14.17平方メートル

所有者不明土地管理命令に関
する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年（チ）第2号

東京都渋谷区神宮前六丁目23番4号桑野ビル2階
申立人 サニーアベニュー合同会社
住所・居所 不明
（不動産登記記録上の住所）川崎市本月386番地
所有者 吉原 世七郎
届出期間満了日 令和8年11月10日
令和8年9月9日

横浜地方裁判所川崎支部

(別紙) 物件目録

- 1 所在 川崎市中原区本月住吉町
地番 2017番5
地目 畑
地積 148平方メートル

所有者不明建物管理命令に関
する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年（チ）第2041号

大阪市淀川区西中島7丁目7番3号
申立人 エバグリーンエステート株式会社
住所・居所 不明
（固定資産課税評価証明書上の住所）大阪市淀川区十三東2丁目11番10号 池側方
（不動産登記記録上の住所）大阪市淀川区十三東2丁目118番地
所有者 松山 美子
届出期間満了日 令和8年11月4日
令和8年9月11日

大阪地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 所在 大阪市淀川区十三東2丁目 39番地
家屋番号 39番23
種類 店舗・居宅
構造 木造板葺平家建
床面積 15.99平方メートル

令和8年（チ）第2042号

大阪市淀川区西中島7丁目7番3号
申立人 エバグリーンエステート株式会社
住所・居所 不明
（固定資産課税評価証明書上の住所）大阪市淀川区十三東2丁目11番10号 池側方
（不動産登記記録上の住所）大阪市淀川区十三東2丁目118番地
所有者 松本 仙太郎
届出期間満了日 令和8年11月4日
令和8年9月11日

大阪地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 所在 大阪市淀川区十三東2丁目 39番地
家屋番号 39番22
種類 店舗・居宅
構造 木造板葺平家建
床面積 16.42平方メートル

日本銀行基準割引率および基
準貸付利率変更

日本銀行基準割引率および基準貸付利率を下記のとおり年0.25パーセント引上げ、令和8年9月24日から実施することとしたので、日本銀行業務方法書第7条第2項の規定に基づき公表します。

記

日本銀行法第33条第1項第1号の手形の割引に係る基準となるべき割引率（基準割引率）および同項第2号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率（基準貸付利率）。

年1.5パーセント

令和8年9月18日 日本銀行

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続しとは解散することになりました。効力発生日は令和八年十一月十六日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年九月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年十一月六日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://k.secure.freee.co.jp/companies/594610/announces>

(乙) <https://establish.moneyforward.com/announcement/741658>

令和八年九月三十日

東京都渋谷区神南1丁目1-14 F P C

リンクス神南五階

(甲) リーナーケタイニング株式会社

代表取締役 佐伯 知亮

東京都渋谷区神宮前六-1111-14 桑野ビル1F

(乙) リーノアドバタイジング株式会社

代表取締役 佐伯 知亮

合併公告

左記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続しとは解散することになりました。効力発生日は令和九年二月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年六月二十五日

掲載頁 二六四頁（号外第一四〇号）

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年七月七日

掲載頁 九十六頁（号外第一五二号）

令和八年九月三十日

東京都江東区木場1丁目五番二五号

(甲) りそなカード株式会社

代表取締役 鈴木 陽彦

兵庫県神戸市中央区西町三五番地

(乙) 株式会社みなとカード

代表取締役 阪本 一朗